

期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和4年9月30日

新潟県人事委員会

委員長 氏 家 信 彦

新潟県人事委員会規則第6-1879号

期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則

期末手当及び勤勉手当に関する規則（規則第6-224号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中号の細目の表示に下線が引かれた号の細目（以下「追加号細目」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（号の細目の表示及び追加号細目を除く。）に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>（期末手当に係る在職期間）</p> <p>第6条（略）</p> <p>2 前項の期間の算定については、次の各号に掲げる期間を除算する。</p> <p>(1)～(3)（略）</p> <p>(4) 育児休業法第2条の規定により育児休業（次に掲げる育児休業を除く。）をしている職員並びに第2条第8号、第10号及び第11号に掲げる職員として在職した期間については、その2分の1の期間</p> <p>ア <u>当該育児休業の承認に係る期間（当該期間が2以上あるときは、それぞれの期間を合算した期間）が2箇月以下である育児休業</u></p> <p>イ <u>当該育児休業の承認に係る期間（当該期間が2以上あるときは、それぞれの期間を合算した期間）が2箇月を超える育児休業のうち、次に掲げる育児休業</u></p> <p><u>(ア) 当該育児休業の承認に係る期間の全部が育児休業条例第3条の2に規定する期間内にある育児休業であつて、当該育児休業の承認に係る期間（当該期間が2以上あるときは、それぞれの期間を合算した期間）が1箇月以下である育児休業</u></p> <p><u>(イ) 当該育児休業の承認に係る期間の全部が育児休業条例第3条の2に規定する期間内にある育児休業以外の育児休業であつて、当該育児休業の承認に係る期間（当該期間が2以上あるときは、それぞれの期間を合算した期間）が1箇月以下である育児休業</u></p> <p>(5)～(7)（略）</p> <p>3（略）</p> <p>（勤勉手当に係る勤務期間）</p> <p>第12条（略）</p> <p>2 前項の期間の算定については、次の各号に掲げる期間を除算する。</p> <p>(1)・(2)（略）</p>	<p>（期末手当に係る在職期間）</p> <p>第6条（略）</p> <p>2 前項の期間の算定については、次の各号に掲げる期間を除算する。</p> <p>(1)～(3)（略）</p> <p>(4) 育児休業法第2条の規定により育児休業をしている職員（<u>当該育児休業の承認に係る期間（当該期間が2以上あるときは、それぞれの期間を合算した期間）が2箇月以下である職員を除く。</u>）並びに第2条第8号、第10号及び第11号に掲げる職員として在職した期間については、その2分の1の期間</p> <p>(5)～(7)（略）</p> <p>3（略）</p> <p>（勤勉手当に係る勤務期間）</p> <p>第12条（略）</p> <p>2 前項の期間の算定については、次の各号に掲げる期間を除算する。</p> <p>(1)・(2)（略）</p>

<p>(3) 育児休業法第2条の規定により育児休業<u>(第6条第2項第4号ア及びイに掲げる育児休業を除く。)</u>をしている職員として在職した期間</p> <p>(4)～(12) (略)</p>	<p>(3) 育児休業法第2条の規定により育児休業をしている職員<u>(当該育児休業の承認に係る期間(当該期間が2以上あるときは、それぞれの期間を合算した期間)が2箇月以下である職員を除く。)</u>として在職した期間</p> <p>(4)～(12) (略)</p>
---	---

附 則

この規則は、令和4年10月1日から施行する。